

## 現状説明資料（村上委員からの提供資料）

1. 目的合理型計画の功罪と形態交流社会の可能性 ..... 1
2. ラムサール条約と淀川水系流域管理 ..... 5

### 第5回淀川水系流域委員会琵琶湖部会情報提供関連資料

- (ア)ラムサール条約条文 ..... 10
- (イ)第7回ラムサール条約締約国会議 決議および勧告一覧 ..... 14
- (ウ)決議VII.8 湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化する  
ためのガイドライン」 ..... 15
- (エ)決議VII.9 1999-2002年ラムサール条約普及啓発プログラム」 ..... 27
- (オ)決議VII.18 河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むための  
ガイドライン」 ..... 47

1. 「目的合理型計画の功罪と形態交流社会の可能性」  
2. 「ラムサール条約と淀川水系流域管理」

---

村上悟（琵琶湖部会委員）

2001年10月12日

はじめに

今回の発表では、2つの異なる話題を提供する。

ひとつは、河川が抱えているさまざまな問題の原因と思われる、管理上の「発想」の問題の指摘と、その変革の方向についての議論である。

もう一つは、その方向へ向けた手がかりとしてのラムサール条約の活用で、その一例として「住民参加」および「統合的な流域管理」にかかわる文書の紹介を行う。

---

第1部. 目的合理型計画の功罪と形態交流社会の可能性

要旨

近代において主流を成してきた問題解決手法は、さまざまな要因が積み重なっている問題を分解し、個々に対して時間やコストの効率を追求した計画を立ててそれを忠実に実施することであった。

しかし、そうしたアプローチは空間や時間の持つ重層的な意味や価値をうすれさせると同時に、個人の全体性を崩壊させ、時間を「切り売り」しながら生き長らえる存在へと貶めている。さらに部分的・短期的な効率を高めることの裏返しとして、広域・長期にわたる影響を徐々に蓄積している。

今後、河川管理において「河川環境の整備と保全」を目的とするということは、こうした「目的合理型」の問題解決手法から、河川に関わるさまざまな主体間での交流の中でそれぞれにとって最適な形態が作りあげられる「形態合理型」の問題解決手法へと、根本的なスタンスを変革することと考える。

そしてそのためには個人のコミュニケーション能力（対人のみならず、いわゆる「自然」や「時空間」との対話能力）の開発が不可欠であると考え。特に今後の「市民」となる年少者の発育の場として、河川や琵琶湖を見直す必要がある。

1) 河川に見る問題とその原因としての目的合理型システム

河川法において、「治水」と「利水」に続き「環境（河川環境の整備と保全）」が目的に加えられたが、この「環境」という言葉は前二者に比べてぼんやりとしてとらえにくい

印象を与える。

その原因は、前者の2つと「環境」とが並列に並ぶものではないからではないだろうか。

「環境」に対する意味付けは、立場によって異なる。生き物の豊かさだという人もあれば、水のきれいさだという人もあり、また生活の場としての価値だという人もいる。はたまた、遊びの空間としての価値を見出す人もいるだろう。そしてそのいずれもが、たしかに私たちに必要なものである(図1)。

となると、「環境」という言葉は「治水」と「利水」に並んで達成すべき多くの目標をひとからげにくるんでしまう、ある意味で乱暴な言葉に思えてくる。

治水および利水は、わたしたちの生存に直接にかかわるものであるから、第一にその制御が目指され、多くの先達の努力によって、私たちはその恩恵にあずかっている。しかしその背後で、「環境」とひとくくりにされたものたちの中には、生活との密着性や生物の多様性、水質など、大きくその質を下げたものがある。

一体なぜ、そんなことが起きたのか。その鍵は、これまでの河川管理に一貫した、「目的合理」の発想にあると私は考える。

「目的合理」的な発想とは、ある明確な目標を達成するために、さまざまな戦略と事業をプログラムし、遂行するタイプの物事の進め方で、行政や大企業で広く使用され、近代日本の「成功」を導いたシステムである。

このシステムのメリットは、目的を達成する上で、短時間かつ確実に遂行できることである。しかし、各ユニット(たとえば部局や部署)が独自の判断で行動することは、全体の調和を乱すために望ましくないこととされる。したがって、「全体としてこうであればいいのになあ」とか「外部のシステムを巻き込めばもっとうまく進むはず」といったアイディアは葬られがちである。そして現場に立つ者は、自らの行為によって失われるものを知りつつも、所与の目的達成(治水能力の向上、安定した水供給)のために事業を実行せねばならない。

それら失われたものは、各場面では些細なことにすぎなかったであろう。ところが、いま顕在化しているさまざまな問題は、この「小さな喪失」の積み重ねであると私には思える。「このくらい、大したことがないだろう」の積み重ねが、生物の生息環境を分断し、子どもから遊び場を奪い、川の持っていた豊かな機能や意味をはぎとって人と川とのつきあいを薄っぺいものにしてしまった(もちろんそれは、社会経済的な事情やライフスタイルの変化と大いに関係があるのだが)。

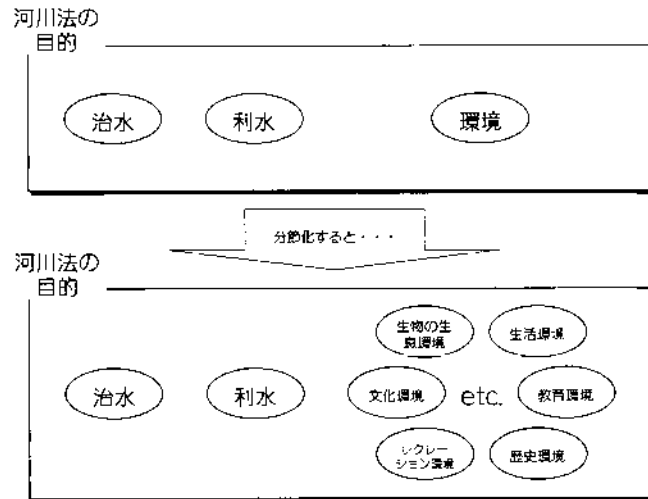


図1 河川法の目的的分節化

すなわち、今私たちの目の前にある「河川環境」の荒廃は、所与の目標の外にあるものを切り捨ててしまう、目的合理システムの産物といえる。

では、次なる時代の河川管理はいかにあればよいか。私が図1に示したような形で「環境」を分節化し、目標を多元化することであろうか。水質を〇〇ppm以下にし、魚の種数を〇〇種より多くし、子どもの利用日数を〇〇人日に上げ……。そういうことであろうか。

## 2) 形態交流システムへの転換

目的合理システムに対峙するのは、形態交流システムである。

形態交流システムとは、各ユニット（たとえばある集団とかある地域など）が、外部の状況を絶えず察知し、状況判断をして自律的に行動することによって、全体として動的な秩序を保つシステムである。そして、価値観や目標や性質の異なるもの同士が緊張感ある共存を果たす。言わば、生態系のようなシステム、あるいはインターネット・コミュニティのようなシステムである。

形態交流システムは、一定の目的をもたない。一つ一つのユニットは異なる目的を持っているし、それもまた状況に応じて変化する。それがときに共通した目標となり、全体が協力関係になることもあるが、当面の目標が達せられると、また混沌（カオス）の状態に戻る。

何が重要で何が重要でないかは、状況によって異なる。川において、平常時私たちは水の清らかさや眺めのすがすがしさや生きものの豊かさを求めるが、いざ洪水時には、破壊しないことがまず第一に重要になる。しかし目的合理的に「洪水からの安全」を優先的に求めた川は、「有事」を警戒した工事にウェイトが偏って、平時の機能や意味を低下させてしまった。

形態合理的な河川管理とは、こうしたさまざまな要素のウェイトを、いろいろな立場の人々の要望の中で絶えず調整していくことであり、地域や時代によってその重点のおき方は変わってくる。

極端な話、毎年のように洪水を起こす川があれば、それも観光資源になりうるかもしれない。仮にそれを近隣住民が望み、現在河川を利用している人たちが望み、上下流の住民も望んだとして、誰にそれを止める権利があろうか。

表1 目的合理システムと形態交流システム

	目的合理システム (機械的)	形態交流システム (有機的)
目標	一定	変化する
空間の機能や意味	単一か若干数	重層的
ユニットに必要な能力	指示への忠実性 効率性	状況判断能力 創造力 調整能力
状況変化への対応	破壊と再構築	しなやかな適応

### 3) コミュニケーションの重要性

では、そうしたシステムへの変革は何がもたらすか。

実は、形態交流システムは、かつての集落共同社会にはふつうに見られたものである。集落の構成員は、その集落でまかなえる人口、細かな地形、そこに存在する有用な動植物、そしてそこに住む人々のプロフィールの認識を共有していた。そのことによって、日常も有事の際も、各自が自らのとるべき行動を見出し、全体として調和のとれた振る舞いをすることができたのだと思う。

そしてその総体が「地域の個性」や「風土」としてにじみ出ていたのだと思う。

そのときあったもの、そして現代にないもの。それはいくつかのタイプの「コミュニケーション」である。一つは、人と自然との生身のコミュニケーション。また一つは、多様な人間どうし（世代、性別、職業・・・）のコミュニケーション、そしてもう一つは、遠隔地域とのコミュニケーションの断絶（むしろ人間や物質の移動範囲の大きさにコミュニケーションの距離がついていかなかったというほうが正しい）である。

目的合理システムを作動させるのは、中央によって作られた「プログラム」である。この統一されたプログラムが各ユニットに浸透し、動き出すことによって作動する。いわば巨大なコンピュータのようなシステムである。その際、各ユニットは、自分に直接関係のあるユニットとだけコミュニケーションをすればよい。それが現在、私たちの多くが置かれている状況である。

しかし形態交流システムにおいては、各ユニットが、周囲のあらゆる状況を判断して自律的に作動する。情報のアンテナを常にあらゆる方向に向けておき、必要と思われる情報を取捨選択する能力が必要となる。

したがって、形態交流型の河川管理においては、すべての人たちが、川との生身のコミュニケーション、異なる世代間のコミュニケーションと、離れた地域の人々とのコミュニケーションの能力を高めることが不可欠といえる。それと同時に、情報の円滑な共有（情報公開）も欠かせない。

それには、学校教育の発想転換をはじめとして多くの変化と時間が必要である。しかし、人々がそうしたコミュニケーション能力を再び身に付け、古くからの「知恵」を学び取り、それに柔軟に変化させていくことこそ、いかに安全度の高いハードな施設をつくることよりも「永続的な」河川管理の実現と言えるのではないだろうか。

そしてそれは、「排水路」と「取水口」に特化されてしまった河川の機能や意味に、再び多様な機能と価値を呼び戻すことでもある。

### 4) 具体提案

以上、目的合理システムから形態交流システムへの変革の必要性と、それに必要な「コミュニケーション能力開発」の必要性を述べた。

ではその能力開発に向け、具体的にどのような事柄が考えられるか。ひとつの案を述べたい。

それは、「川守（かわもり）」の育成および制度化である。

「河川管理者」としての河川行政が河川の維持管理において果たしてきた功績は大きい。しかし、現在の「河川管理者」には以下のような問題点が残る。

1. 治水と利水については高い能力を持つが、その他については個人差が大きい
2. 地域住民（特に女性や子ども）との接点、住民の合意形成についての能力は個人差が大きい

したがって、1) 河川全般にわたる知恵を持ち、2) 地域住民や外部からの来訪者、および他の管理区間との間の合意形成をできる人材を育成し、各河川（場合によっては河川の上流から下流にかけて数箇所）に設置することが必要である。

河川技術者のみならず、現在の水防団などの自治組織、各地のNPOなどの中から人材を育成し、「川守」という一つの職業を確立してはどうだろうか。

具体的な業務としては、日常的な河川の観察、学校や公民館等での普及活動、地域および広域での合意形成時の参加、インターネットなどを用いた情報ネットワークへの参加、などが想定できよう。

そうした人材の育成は、各河川の協議会などの学際的取り組みの中で蓄積された経験を、「河川塾」のような形で還元していくことで可能になるであろう。北上川や四万十川などで行われている「リバーマスター養成講座」が理念としてはおそらく近いものだと考えるが、それらをより体系化し、総合的な能力を持った人材を育成することが最終的には必要であると思う。

川守（仮名）に必要な知識： 河川工学（土木）、水理学、生態学、社会学、民俗学、歴史学、教育学

川守（仮名）に必要な技能： 土木技術、水防技術、インタープリテーション技術、合意形成技術

---

## 第2部. ラムサール条約と淀川水系流域管理

国際的な湿地条約「ラムサール条約」は、河川管理に密接な関係があるにもかかわらず、あまり注目されていないように思う。ここではラムサール条約について簡単な紹介をすると共に、その活用提案の一例として、住民参加と流域管理に関する文書を紹介する。

### 1) ラムサール条約、2つの誤解

#### ■水鳥の保護条約という誤解

ラムサール条約は、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971年にイランのラムサールという町で締結された。

この名称の影響があつて、ラムサール条約は「水鳥保護」の条約だと誤解されることが多い。しかし条約の目的は「湿地」の賢明な利用（wise use）であり、そこにある生態系

とそれと深いかわりを持つ人の生活や文化を総体として保全することがうたわれている。

ラムサール条約で用いる湿地 (wetland) という言葉は、「水のある土地」といった意味の造語であり、いわゆる湿原だけでなく、琵琶湖のような湖も、川も、ため池も、干潟も、水田も、ダム湖も、極端に言えば水たまりも、すべて湿地である。

ラムサール条約は環境省の管轄なのだが、「水鳥」というモノを保全するのではなく「湿地」という場を保全するというラムサール条約のスタンスから考えると、国土交通省が管轄したほうがよいのではないかとさえ、私には思える。

### ■登録湿地だけが条約の適用対象という誤解

琵琶湖は日本に11箇所ある登録湿地の一つであるが、登録が大きくとりあげられるために登録された湿地のみが条約の適用対象であると思われがちである。

しかし、ラムサール条約が定めている保全の対象は、締約国に存在するすべての湿地である。したがって、琵琶湖のみならず、その流域全体の流入河川や田んぼや小川やため池も、ラムサール条約の適用対象である。

そして琵琶湖などの登録湿地は、他の湿地保全のお手本となるべく国家として優先的にその保全をすすめることが求められている、と考えるのが現在では妥当である。

## 2) 河川管理におけるラムサール条約の活用

本来、国際法は国内法に反映されて施行される。しかし、ラムサール条約に関する限り、今のところ条約の精神が国内法にじゅうぶん反映されているとは言いがたい。

しかしラムサール条約は各湿地のNGOや行政が議論を戦わせているので、国際条約でありながらも各湿地レベルでの具体的な取り組みに関する記述が多い点の特徴である。したがって、国内法の適用を待つことなく、実践的な参考書として使うことができる。

その一例として、以下に、ラムサール条約の第7回締約国会議で採択された決議文と勧告文の中から、特に今後の議論において有用と思われる住民参加と流域管理にかかわる文章をとりあげた。

## 3) 住民参加にかかわる文書

### 「決議 VII.8 湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」

#### ■決議の概要

この決議では、地域住民を、湿地の恩恵を受ける人々であると同時に責任ある管理者としてとらえている。

ガイドラインでは、最初に参加型管理に対する基本的な考え方を示した上で、

1. 事例研究から得られた知見の要約
2. 地域社会の参加の進め方

### 3. その評価の仕方

が記されている。

それほど長い文章ではないが、事例から得られたエッセンスが詰まっており、日本国内での取り組みにも大いに参考になる。

#### ■特に参考になる点

地域住民の参加を有効に機能させるための条件としてガイドラインに掲げられている項目を以下に要約した。

1. 利害関係者間の信頼関係の構築. 政策決定にあたっての透明性の確保. 情報の十分な提供
2. 明確な目標・実施内容の設定. 事後評価の徹底.
3. 行動から学ぶプロセス. 柔軟な計画変更
4. 経済的な評価. 奨励策や財政措置の積極的活用
5. コーディネータの養成と, その役割への理解浸透
6. 地元が存在している伝統的な知恵と科学的知見との融合

いずれもが、琵琶湖淀川水系の課題として挙げられる。

また、「すべての状況で効果を発揮するようなプロセスを作り上げる、特定の取組や処方箋があるわけではない」(12. b) と、一律のやり方ではなく、個々の場面に応じた対応が必要であることが述べられているのも示唆深い。

#### 「決議 VII.9 1999-2002年ラムサール条約普及啓発プログラム

(CEPA=Communication, Education, and Public Awareness)」

#### ■決議の概要

湿地は多くの資源と機能を人類にもたらしているが、そうした認識は地域の人々に十分に浸透しているとはいえず、時には湿地は無益な場所として開発の対象となり、また有限な資源を無尽蔵に利用することにより、すでに地球上の数多くの湿地が失われてきた。

そこで湿地の保全とその資源の賢明な利用(ワイズユース)を進めていくためには、利害関係者を含むさまざまな人々に、湿地の価値と機能を広報(communication)・教育・普及啓発していくことが重要と考えられて作られたプログラム(行動計画)である。

#### ■特に参考になる点

どういった人々を対象に、どのような体制で普及啓発を行っていくか、具体的な言葉で書かれている。特に、添付文書に「ラムサール条約の普及啓発プログラムの優先的対象グループ」が挙げられており、淀川流域の今後の管理を考えていく上でも参考になると考える。



#### 4) 「統合的な水管理」にかかわる議論

##### 「決議 VII.18 河川流域に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」

###### ■概要

この決議では、これまで別々のセクションで行われてきた水資源の保全と湿地生態系の保全を統合しようという呼びかけを全面に打ち出している。このガイドラインではそれを「統合的河川流域管理 (Integrated river basin management)」と呼んでいる。

その視点を持つことで、湿地の生態系を乱さない水需要の目標設定や、生態系の保全や復元に必要なコストの流域負担などが可能になる。

また、統合的河川流域管理の計画策定や実施には、さまざまな機関や地域社会が参加する協議の機会が必要であるとも述べられている。

構成は以下のとおり。

1. まず、「統合的な河川流域管理」とは何であり、その実現のために必要な手続きは何であるかが、政府レベルから地域レベルにかけて記されている。
2. 次に、水管理において湿地が果たしている役割を評価し、それを強化する手続きが記されている。
3. そして土地利用や開発が湿地とその生物多様性に与える影響を最小限に抑えるための手引きが記されている。
4. これに加えて、湿地環境を維持するために自然な水の挙動を維持することの重要性とその手続き、および
5. 複数の国にまたがる河川（日本には存在しない）における管理、他の条約や機関等との連携といった国際協力に関する手続きが記されている。

###### ■特に参考になる点

一つは環境経済学的評価の必要性が繰り返し説かれていることである。それに関連して河川流域管理にかかるコスト分担の仕組みの構築 (A5) や、水への生態学的需要の見積もりの必要性 (F) などが求められていることも参考になろう。

もう一つは、利害関係者が一同に会する機会をつくることと、その中で責任をもった管理計画を作る調整機関を設置することが繰り返し強調されていることである。ここでは「生態学的機能に関する専門的知識を有するスタッフを配置せよ」(C9) と述べられているが、私はさらに踏み込んで、歴史的、民俗的、社会学的知識と調整能力を有するスタッフも配置せなければならぬと考える。

---

## 第5回淀川水系流域委員会琵琶湖部会情報提供関連資料

村上 悟

2001年10月12日

---

1. ラムサール条約条文 ————— P.10  
「ラムサール条約登録湿地をかかえる市町村職員のためのラムサール条約ハンドブック」  
(ラムサール条約登録湿地関係市町村会議, 2001) より複写
2. 第7回ラムサール条約締約国会議 決議および勧告一覧 ————— P.14  
「ラムサール条約第7回締約国会議の記録」(環境庁自然保護局, 2000) を元に作成
3. 「決議 VII.8 湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライ  
ン」 ————— P.15  
「ラムサール条約第7回締約国会議の記録」(環境庁自然保護局, 2000) より複写
4. 「決議 VII.9 1999-2002年ラムサール条約普及啓発プログラム」 ————— P.27  
「ラムサール条約第7回締約国会議の記録」(環境庁自然保護局, 2000) より複写
5. 「決議 VII.18 河川流域に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」 — P.47  
「ラムサール条約第7回締約国会議の記録」(環境庁自然保護局, 2000) より複写

### (資料の入手先)

- ラムサール条約条文は環境庁生物多様性センターのホームページ  
(<http://www.biodic.go.jp/biolaw/ram/index.html>) で参照が可能です。
- 「ラムサール条約第7回締約国会議の記録」(環境庁自然保護局, 2000) は環境庁  
自然保護局のホームページ (<http://www.env.go.jp/nature/ramsar/>) からpdf形式  
で全文の参照が可能のほか、  
決議文と勧告文については琵琶湖水鳥湿地センターのホームページ内の「ラムサー  
ル条約を活用しよう」のページ  
(<http://www.biwa.ne.jp/nio/ramsar/projovw.html>) からHTML形式で参照する  
ことができます。

## 1. ラムサール条約条文 (昭和 55. 9. 22 条約 28)

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

締約国は、

人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、

水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、

湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、

湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、

水鳥が、季節的移動に当たって国境を越えることがあることから、国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識し、

湿地及びその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるものであることを確信して、

次のとおり協定した。

### 第 1 条

- 1 この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が 6 メートルを超えない海域を含む。
- 2 この条約の適用上、水鳥とは、生態学上湿地に依存している鳥類をいう。

### 第 2 条

- 1 各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿(以下「登録簿」といい、第 8 条の規定により設けられる事務局が保管する。)に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地図上に表示するものとし、また、特に水鳥の生息地として重要である場合には、水辺及び沿岸の地帯であって湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時における水深が 6 メートルを超える海域であって湿地に囲まれているものを含めることができる。
- 2 湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上又は水文学上の国際的重要性に従って、登録簿に掲げるため選定されるべきである。特に、水鳥にとっていずれの季節においても国際的に重要な湿地は、掲げられるべきである。
- 3 登録簿に湿地を掲げることは、その湿地の存する締約国の排他的主権を害するものではない。
- 4 各締約国は、第 9 条の規定によりこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、登録簿に掲げるため少なくとも一の湿地を指定する。
- 5 いずれの締約国も、その領域内の湿地を登録簿に追加し、既に登録簿に掲げられている湿地の区域を拡大し又は既に登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し若しくは縮小する権利を有するものとし、当該変更につき、できる限り早期に、第 8 条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。
- 6 各締約国は、その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を行使する場合には、渡りをする水鳥の保護、管理及び適正な

利用についての国際的責任を考慮する。

### 第3条

- 1 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。
- 2 各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる。これらの変化に関する情報は、遅滞なく、第8条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

### 第4条

- 1 各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。
- 2 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。
- 3 締約国は、湿地及びその動植物に関する研究並びに湿地及びその動植物に関する資料及び刊行物の交換を奨励する。
- 4 締約国は、湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める。
- 5 締約国は、湿地の研究、管理及び監視について能力を有する者の訓練を促進する。

### 第5条

締約国は、特に二以上の締約国の領域に湿地がわたっている場合又は二以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保全に関する現在及び将来の施策及び規制について調整し及びこれを支援するよう努める。

### 第6条(1987年:改正)

- 1 この条約の実施について検討し及びこの条約の実施を促進するため、締約国会議を設置する。第8条1の事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り3年を超えない間隔で締約国会議の通常会合を招集し、また、締約国の少なくとも三分の一が書面により要請する場合には特別会合を招集する。締約国会議の通常会合は、次回の通常会合の時期及び場所を決定する。
- 2 締約国会議は、次のことを行う権限を有する。
  - (a) この条約の実施について討議すること。
  - (b) 登録簿に係る追加及び変更について討議すること。
  - (c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であつて第3条2の規定により通報されるものについて検討すること。
  - (d) 締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関して一般的又は個別的勧告を行うこと。
  - (e) 湿地に関係のある事項であつて本来国際的性格を有するものについての報告及び統計を作成するよう関係国際機関に要請すること。
  - (f) この条約の実施を促進するため、その他の勧告又は決議を採択すること。

- 3 締約国は、湿地の管理につきそれぞれの段階において責任を有する者が湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する1の会議の勧告について通知を受けること及びこれらの者が当該勧告を考慮に入れることを確保する。
- 4 締約国会議は、会合ごとに手続き規則を採択する。
- 5 締約国会議は、この条約の財政規則を定め及び定期的に検討する。締約国会議は、通常会合ごとに、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で、次期の財政期間についての予算を採択する。
- 6 締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国が全会一致の議決で採択する分担率に従って、予算に係る分担金を支払う。

#### 第7条(1987年改正)

- 1 前条1の会議に出席する締約国の代表には、科学、行政その他の適当と認められる分野において得られた知識及び経験により湿地又は水鳥の専門家とされる者を含めるべきである。
- 2 会議に代表を出席させる各締約国は、一の票を有するものとし、勧告、決議及び決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する締約国の単純過半数による議決で採択する。

#### 第8条

- 1 自然及び天然資源の保全に関する国際同盟は、他の機関又は政府がすべての締約国の三分の二以上の多数による議決で指定される時まで、この条約に規定する事務局の任務を行う。
- 2 事務局は、特に、次の任務を行う。
  - (a) 第6条1の会議が招集されかつ組織されるに当たって助力すること。
  - (b) 国際的に重要な湿地に係る登録簿を保管すること及び登録簿に掲げられている湿地に関する追加、拡大、廃止又は縮小につき第2条5の規定により締約国が行う通報を受けること。
  - (c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関し第3条2の規定により締約国が行う通報を受けること。
  - (d) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化をすべての締約国に通知すること及び次回会議においてこれらの事項が討議されるように取り計らうこと。
  - (e) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化に関する勧告を関係締約国に周知させること。

#### 第9条

- 1 この条約は、署名のため無期限に開放しておく。
- 2 国際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。
  - (a) 批准につき留保を付さないで署名すること。
  - (b) 批准を条件として署名した後、批准すること。
  - (c) 加入すること。
- 3 批准又は加入は、批准書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託することによって行う。

## 第10条

- 1 この条約は、前条2の規定に基づいて七の国がこの条約の締約国となった後四箇月で効力を生ずる。
- 2 その後は、この条約は、批准につき留保を付さないで署名した日又は批准書若しくは加入書を寄託した日の後四箇月で各締約国について効力を生ずる。

### 第10条の2(1982年改正)

- 1 この条約は、条約の改正のためにこの条の規定に従い招集される締約国の会合において改正することができる。
- 2 いずれの締約国も、改正を提案することができる。
- 3 改正案及び改正の理由は、この条約に規定する事務局の任務を遂行する機関又は政府(以下「事務局」という。)に通報するものとし、事務局は、速やかにこれらをすべての締約国に通報する。締約国は、改正案についての意見を、事務局が改正案を締約国に通報した日から三箇月以内に事務局に通報する。事務局は、意見を提出する期限の末日の後直ちに、その日までに提出されたすべての意見を締約国に通報する。
- 4 事務局は、締約国の三分の一以上が書面による要請をした場合には、3の規定に従って通報された改正案を検討するための締約国の会合を招集する。事務局は、会合の時期及び場所について締約国と協議する。
- 5 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。
- 6 採択された改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後四番目の月の初日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託した日の後に改正の受諾書を寄託する締約国については、改正は、当該受諾書が寄託された日の後四番目の月の初日に効力を生ずる。

## 第11条

- 1 この条約は、無期限に効力を有する。
- 2 いずれの締約国も、この条約が自国について効力を生じた日から五年の期間が満了した後は、寄託者に書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、寄託者がその通告を受領した日の後四箇月で効力を生ずる。

## 第12条

- 1 寄託者は、この条約のすべての署名国及び加入国に対し、できる限り速やかに次の事項を通報する。
  - (a) この条約の署名
  - (b) この条約の批准書の寄託
  - (c) この条約の加入書の寄託
  - (d) この条約の効力発生の日
  - (e) この条約の廃棄の通告
- 2 寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合憲章第百二条の規定により、この条約を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1971年2月2日にラムサールで、英語、フランス語、ドイツ語及びロシア語により原本一通を作成した。これらは、すべてひとしく正文とする。原本は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、その真正な謄本をすべての締約国に送付する。

# 第7回ラムサール条約締約国会議 決議及び勧告一覧

2001年10月12日  
琵琶湖淀川水系流域委員会琵琶湖部会資料  
村上悟

(太字は、淀川水系流域管理との関わりが特に強いと考えるものです)

- 決議VII.1 ーラムサール条約における地域区分、常設委員会の構成、役割、責任及び委員の業務
- 決議VII.2 ー科学技術検討委員会の構成及び運営
- 決議VII.3 ー国際的団体とのパートナーシップ
- 決議VII.4 ー整合性ある情報管理のための基盤作りを含む、他条約との協力提携
- 決議VII.5 ーラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金に対する批判的評価及びその将来的運用
- 決議VII.6 ー**国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン**
- 決議VII.7 ー**湿地の保全と適正な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン**
- 決議VII.8 ー**湿地の管理への地域社会及び先住民の参画を確立し強化するためのガイドライン**
- 決議VII.9 ー**1999-2002年ラムサール条約普及啓発プログラム**
- 決議VII.10 ー**湿地リスク評価の枠組み**
- 決議VII.11 ー**国際的に重要な湿地リストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン**
- 決議VII.12 ー**国際的に重要な湿地のリストの登録湿地**
- 決議VII.13 ー**カルスト等の地下水系を、国際的に重要な湿地として特定し指定するためのガイドライン**
- 決議VII.14 ー**移入種と湿地**
- 決議VII.15 ー**賢明な利用原則の適用を促進する奨励手段**
- 決議VII.16 ーラムサール条約と影響評価
- 決議VII.17 ー**湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元**
- 決議VII.18 ー**河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン**
- 決議VII.19 ーラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン
- 決議VII.20 ー**湿地目録の優先順位**
- 決議VII.21 ー**潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進**
- 決議VII.22 ー**地中海湿地のための協力機構**
- 決議VII.23 ー**ラムサール登録湿地の境界変更と湿地生息環境の保障に関する問題**
- 決議VII.24 ー**失われた湿地生息地等の機能の補償**
- 決議VII.25 ー**湿地における環境の質の測定**
- 決議VII.26 ー**西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンターの設置**
- 決議VII.27 ー**条約の2000-2002年作業計画**
- 決議VII.28 ー**財政及び予算**
- 決議VII.29 ー**開催国への感謝**
- 決議VII.30 ー**ラムサール条約におけるユーゴスラビアの扱い**
- 勧告7.1 ー**泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画**
- 勧告7.2 ー**小島嶼開発途上国、島嶼湿地生態系、ラムサール条約**
- 勧告7.3 ー**アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全に関する多国間協力**
- 勧告7.4 ー**未来の湿地イニシアチブ**

(「ラムサール条約第7回締約国会議の記録」  
(環境庁,2000)を元に作成)



第7回締約国会議ロゴマーク

## 決議VII.8 湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン

1. ラムサール登録湿地の管理計画の策定、そして湿地の賢明な利用に関する意思決定過程において、地域住民の参加を奨励するよう求めている「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告 4.10)及び「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議 5.6)を想起し、
2. 1996年にモントリオールで開催された「世界自然保護会議」の決議 1.51と、1995年の日本の登録湿地谷津干潟での国際湿地シンポジウムにおける「習志野声明」が、先住民に関して、地域住民や地域社会に情報を提供した上で、湿地管理に彼らの積極的な参加を求めたことと、1998年6月にデンマークのオルフスにおいて採択された「国連欧州経済委員会の情報公開、政策決定における市民参加、環境的公正に関する協定」を意識し、
3. 国際労働機関の「独立国における先住民及び部族民に関する第169協定」を意識し、
4. また、多くの場合において先住民や地域社会がすでに、湿地の管理や持続可能な利用に関わってきており、湿地利用に関して長期にわたる権利、先祖伝来の価値観、伝統的知識や慣習を有していることも意識し、
5. さらに、特にラムサール条約事務局に対して、WWF(世界自然保護基金)、釧路国際ウェットランドセンター、カドー湖研究所、IUCN(国際自然保護連合)、締約国及び関連NGOと協力して、湿地管理に地域住民や先住民を巻き込むことによる利益を評価し、本締約国会議における考慮のために、ラムサール条約の賢明な利用原則の採択や適用を、参加型アプローチによって進展させる方法についてのガイドラインを準備することを求めた、勧告 6.3を想起し、
6. ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」の実施目標 2.7が「湿地の保全と賢明な利用において、先住民を含んだ地域社会の情報提供を受けた上での積極的な参加、特に女性の参加を奨励する」ための行動を述べていることを確認し、
7. 地域の利害関係者を巻き込むことは、そのような参加がこれまでにラムサール条約が奨励してきた様々な行動を十分に活かすような形で行われた場合には、条約の第3条1に基づく湿地の賢明な利用という目標達成のための活動を促しうると、参加型アプローチの実施に関するガイドライン作成段階で記録され分析された事例研究によって明らかになったこと、そして、これらの事例研究から得られた知見は、締約国等が、これまでの失敗例を避けるように参加型アプローチを育成するよう支援できることに留意し、
8. さらに、第7回締約国会議のテーマが「人と湿地 - 命のつながり」であること、そして本締約国会議の分科会Ⅲが、湿地管理への地元住民及び先住民の参加を促進するための手段や仕組みについて、詳細に検討していることに留意し、
9. また、IUCNが、釧路国際ウェットランドセンター、カドー湖研究所、WWF、及びラムサール条約事務局と協力して作成した「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」と題する草案文章について、本締約国会議の分科会Ⅲが検討を加えていることにも留意し、
10. オーストラリア、スイス、英国の各国政府が提供した、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」の策定及び関連事例研究に対する財政支援に感謝し、



締約国会議は、

11. ラムサール条約全般や賢明な利用原則の履行における、締約国のためのさらなる手引きとして、本決議に付属書として添付されている「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」を採択する。
12. 締約国に対して、地域レベル、集水域レベル、国家レベルにおける湿地の賢明な利用原則の履行やラムサール登録湿地やその他の湿地の管理において、地域社会や先住民が情報提供を受けて積極的に参加しかつ責任分担することを促進するために、この「ガイドライン」を適用することを求める。
13. さらに、締約国に対して、本決議に付属する「ガイドライン」を適用する場合には、可能な限り女性、青少年、及びこれらの層を代表する組織に参加させることを優先事項とし、特別な配慮を払うことを求める。
14. 締約国に対して、国家湿地政策や関連する法律の制定に際しては、地域社会や先住民と広範な協議を行うこと、そしてこうした政策や立法措置が導入された時には、社会全般がその履行に積極的に参加できるようにするために、本決議の付属書に合致するような仕組みを持つものとするを要請する。
15. さらに、締約国に対して、適切な場合には、湿地の持続可能な利用のための国レベル、地方レベルでの政策決定に先住民や地域社会が直接参加できるように、そのために必要な財源の提供も含めた立法上政策上の規定を作ることを要請する。
16. 締約国に対して、地域社会や先住民を含めた利害関係者の代表が、国内ラムサール委員会や同様の組織に出席するようにし、可能な場合には、今後の締約国会議における政府代表団の中に、政府以外からの利害関係者の代表が参加するように促す。
17. 締約国に対して、湿地とその保全に関する政策決定にあたり透明性を確保し、また、ラムサール登録湿地の選択及びすべての湿地の管理においては、その過程における利害関係者の十分な参加を保証しつつ、技術的データ等の情報を十分に提供することを奨励する。
18. さらに、締約国、専門家、地元住民及び先住民に対して、政策決定に際しては、最善の科学的知見や地元の知恵が十分に考慮されるようにするために、湿地の管理や計画立案において協力し合うことを奨励する。
19. 締約国に対して、推進役としての技能開発、協議のための過程作り、微妙な文化的問題に対する配慮、そしてラムサール条約の「賢明な利用ガイドライン」の適用といった内容について、政府機関の行政担当者や地域住民に研修の機会を与えることに特別な配慮をしながら、参加型アプローチの実施のために必要な能力の養成を優先的に行うよう求める。
20. 締約国に対して、必要に応じ、参加型アプローチの確立を促進するために必要な専門知識を持った、先住民グループ、地域住民グループ、湿地教育センター、NGOの参加や支援を求めることを促す。
21. 締約国に対して、参加型管理を確立するためには財政措置や奨励策が触媒として働く場合が多いこと、それゆえ、地域社会や先住民の参加を促すための努力においては、優先的に考慮されるべき事項であると認識することを求める。

22. 湿地保全や賢明な利用プロジェクトや一般的な水資源総合管理プロジェクトを支援している、多国間及び二国間開発援助機関に対して、本決議の付属書及びその中で明記されている国レベルの優先行動を考慮に入れることを要請する。
23. ラムサール条約事務局に対して、湿地管理を支援する参加型アプローチや先住民の知識体系に関する情報を交換するため、そして本決議を履行する際に締約国の役立つと思われる研修やその他の話題に関する情報を収集するために、人的資源及び財源が許す限り、情報センターを設立し、担当官を置き、国際条約事務局を含む国際的団体と連絡を取り合うことを指示する。
24. ラムサール条約事務局と協力機関に対して、国際団体パートナー、先住民グループや地域住民グループの経験を活かしながら、ラムサール登録湿地や他の湿地における参加プロセスの確立と強化に関する新たな経験に照らし合わせて、この「ガイドライン」を第9回締約国会議までに一層充実させることを要請する。
25. 第8回締約国会議のための国別報告書の一部として、この「ガイドライン」履行のために大きな努力が払われた例、特に湿地管理への地域社会や先住民による参加を拡大し効果を高めるための努力について、特別な注意を払うことを決定する。

## 付属書

「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するための  
ガイドライン」

## 1. はじめに

1. 「国際的に重要な湿地のリスト」に登録されている湿地(ラムサール登録湿地)及びその他の湿地の管理における政策決定には、地域社会の関与や参加が不可欠であるということは、ラムサール条約の歴史全体を通して認識されてはきたが、この問題に関して締約国が利用できるガイドラインはほとんど存在していない。この状況を認識して、ラムサール条約第6回締約国会議(1996年)の勧告6.3は、締約国に「ラムサール登録湿地や他の湿地そして集水域での湿地管理の際、地域住民と先住民が適切な機構を通じて、積極的かつ十分な情報に基づいた参加が出来るように、特段の努力を払う」ことを求めており、また、条約事務局に対して、締約国がそのような努力を行うのを支援するために、IUCN(国際自然保護連合)、WWF(世界自然保護基金)、カドー湖研究所(米国)、及び釧路国際ウェットランドセンター(日本)と協力して事例研究を行い、ガイドラインを作成するという任務を課した。
2. このガイドラインは、湿地管理における地域住民及び先住民の参加が、効果的な管理の実施に多大な貢献をし、ラムサール条約の賢明な利用という目的を推進するという前提に立って作成されたものである。ラムサール条約第3回締約国会議(1987年)において定義されたように、湿地の賢明な利用とは「生態系の自然財産を維持しうるような方法での、人類の利益のために湿地を持続的に利用すること」である。参加型の管理について作成を依頼した23の事例や他の経験からの証拠によれば、地域住民及び先住民の参加は、条約がこれまでに奨励してきた様々な行動を十分に活かすような形で行われた場合には、湿地の生態学的健全性の維持と回復に著しく貢献するだけでなく、地域社会の福祉や資源へのより公平なアクセスにも貢献することを示している。実際的には、ラムサール条約の「賢明な利用」という概念は、「持続可能な利用」と同義である。
3. このガイドラインは、ラムサール条約の賢明な利用という目標をさらに押し進めるような方法で、締約国が湿地管理に地域住民及び先住民を参加させるよう支援することを意図している。
4. これまでの経験は、次のような場合には湿地管理における協力関係に、地域住民や先住民に参加してもらうのが望ましいことを示している。
  - a. 利害関係者の積極的な取組と協力が湿地管理にとって不可欠である場合(例えば、湿地に人が居住しているか、湿地が個人所有である場合)。
  - b. 湿地内の自然資源を利用することが、地域住民の生計や安全、また文化的遺産にとって不可欠である場合。
  - c. 地域住民及び先住民が、湿地管理に参加することに強い関心を示している場合。
5. 次のような場合には、地域住民及び先住民の参加が一層強くなる。
  - a. 地域の利害関係者が、湿地に対する慣習的/法的権利を長年にわたり享受している場合。
  - b. 地元の利害が、湿地の管理される方法に多大な影響を受ける場合。
  - c. 政策的に決定されるべき内容が複雑、あるいは議論の余地が大きい場合(例えば、異なる

価値観を調整する必要がある場合、または土地や自然資源の所有形態について見解の不一致がある場合等)。

- d. 既存の管理体制では、湿地の賢明な利用が実現されない場合。
  - e. 利害関係者の側に協力する用意が出来ており、またそうすることを要請している場合。
  - f. 管理に関する決定を行う以前に、利害関係者同上で交渉する時間が十分にある場合。
6. 地域住民及び先住民の参加を確実に成功させるための、定義的な一連の基準を提示することはできない。「参加」という言葉の意味合いの広さ(単なる協議から管理権限の委譲まで)、そして地域にも多様な現状があることから、参加型管理を確立するための必要条件はもしあったとしても限られたものである。しかしながら、ラムサール条約の「持続可能な利用」という概念を支持する考え方や価値観を持つということが、一つの一貫した要素として存在する。
  7. 資源管理における地域住民及び先住民の参加は、「参加型管理」として知られる一般的な資源管理アプローチの範疇に入る。協力的管理、共同管理、合同管理などの表現は、大なり小なり同義である。
  8. このガイドラインにおいて、「利害関係者」とは、特に湿地管理に責任のある政府機関や地域社会及び先住民社会内で利害関係のあるグループに焦点を当てており、湿地の管理に対して個別の利害を持っていたり、貢献することができる人々を意味していると解釈される。
  9. 「地域社会及び先住民」に言及する際には、「地域住民及び先住民」という表現も用いられていることに注意を促す必要がある。また、「先住民」という言葉も、国によって異なっているだろう。さらに、「地域」という言葉も相対的な表現である。例えば、湿地から離れたところに住んでいる利害関係者もいるだろう(季節的に移動を行う漁師、あるいは遊牧民等)が、彼らもまた湿地資源に対して自分達の権利を主張しうる。

## II. 参加型管理の事例研究から得られた知見の要約

10. 地域住民及び先住民の参加そして賢明な利用のための奨励策が不可欠である。すなわち、長期的には、すべての人々が利益を得なければならない。
  - a. 地域住民及び先住民は、以下のような活動に代表される持続可能な生計の道を維持することを通じて、参加型管理から利益を得る。
    - i. 漁業及び狩猟
    - ii. 農業及び干草作り
    - iii. アシの収穫及び林産物の採集
    - iv. 塩の採取
    - v. レクリエーション利用及びエコツーリズム
    - vi. 家庭向けの水の消費
  - b. 地域住民及び先住民にとっての参加型管理の他の利益としては、以下のものがある。
    - i. 湿地に結びついた精神的・文化的価値の維持
    - ii. 湿地資源に対するより公平なアクセス
    - iii. 地元の人々の能力向上及び権限委譲
    - iv. 利害関係者間における利害対立の軽減
    - v. 生態系機能の維持(例えば、洪水調節、水質改善等)

- c. 政府機関は、参加型管理によって以下のような事項を通じ利益を得る。
- i. 生態系の存続能力の向上
  - ii. 管理費用の削減
  - iii. モニタリング及び監視体制への支援
  - iv. 違反件数の減少
  - v. 湿地に依存する地域社会の社会的持続可能性や生活の質の向上。
- d. 税制上の優遇措置、助成金、湿地保全のための地役権、ライセンスに関する特別措置、市場へのアクセスの向上、財政的補償制度、社会基盤の一層の整備、開発活動といった奨励策は、地元や先住民の利害関係者を対象として適切に構築された時には、賢明な利用という目標を押し進めることができる。
11. 利害関係者間の信頼関係が不可欠であり、その醸成を図る必要がある。
- a. 利害関係者間における信頼関係の醸成には、時間、努力、配慮を必要とする。信頼関係の醸成に貢献する要因には、次のような事項が含まれる。
- i. 共通の目標を協力して追求する意欲
  - ii. 相互努力
  - iii. 相互尊重
  - iv. 持続的かつ開かれたコミュニケーション
  - v. 参加型管理プロセスの成果に関する明確かつ現実的な期待
  - vi. 合意された課題の満足できる、かつ時宜を得た遂行
  - vii. 約束事項を最後までやり抜くこと
  - viii. 地域社会のすべての部門による参加
- b. 参加型管理は、利害関係者のもつ利害が公に言明された時に最もうまくいく。
- c. 実施内容や目標が明確な言葉で述べられることは、管理のための協力関係樹立に役立つ。
- d. 参加型管理の過程には、利害関係者間の信頼関係を醸成するための強力な支援が必要となる。強い指導能力を備えた独立した仲介役が、最も効果的である(これは、しばしばNGOの役割となる)。
- e. 適切な法的あるいは政策的枠組み(例えば、組織を作る権利、NGOの法的認知、湿地保全のための地役権等)は、参加型管理の樹立に役立つ。
- f. 公開討論会、研究グループ、ワークショップは、ラムサール条約の原則や、保全や持続的利用の対象となる資源の価値に対する、様々な人々の理解を深めるために効果的な手段になり得る。
12. 柔軟性が求められる
- a. すべての状況に当てはまる、特定レベルの地域住民と先住民の関与の形は無い。
- b. すべての状況で効果を発揮するようなプロセスを作り上げる、特定の取組や処方箋があるわけではない。

- c. 参加型管理が成功するためには、賢明な利用を追求する過程において、基本的な開発の必要性が満たされる必要があるだろう。
- d. 「行動を通して学ぶ」というアプローチ(例えば、取組方法や成果の継続的な評価)を用いることは、必要があれば軌道修正を可能にする。

### 13. 情報交換及び能力養成が不可欠である

- a. 参加型管理アプローチにおいて政府機関も時として、以下に明記するような利害関係者のための能力養成を行う必要がある。
- b. 利害関係者はしばしば、以下に関する能力を養成する必要がある。
  - i. 適切な組織の設立及び運営
  - ii. 政府機関との効果的な関係の樹立
  - iii. 政策決定における交渉と貢献
  - iv. 湿地管理及びラムサール条約の原則の技術的側面
  - v. 湿地の生態学的モニタリング及び生態学的特徴の変化の識別
  - vi. 参加型プロセスの評価
  - vii. 資金を確保するためのプロジェクト提案の考案企画
- c. 地元が存在している環境に関する知識は、最善の科学的知見と結びつけられた場合に、湿地管理戦略に著しい貢献をもたらすことができる。
- d. 地元の利害関係者を現地モニタリングや参加型管理プロセスの評価に関与させることは、地域参加による環境保全の目的を達成する上で、貴重かつ実質的な貢献となる。
- e. 参加型管理体制を確立するためには、生物学的そして社会科学的な専門知識等を活用した、学際的取組が極めて重要になる。
- f. 現地モニタリングでは、「限界費用」アプローチを利用することができる。すなわち、技術的専門家が従事することもできるだろうし、また、既存の施設(大学の研究室等)も最小限の費用で利用できる場合があるだろう。
- g. 定期的会合、定期刊行物の発行、ラジオ番組等のネットワーク作りの手法は、情報交換や教育目的に役立つものとなる。
- h. ラムサール条約の基本的概念、人間には自然を管理する義務があるという原則、そして生態学的価値といった考え方は、地元の学校の教育課程を通して伝えることが可能である。
- i. 各地のウェットランドセンターは、次のような役割を果たすことができる。
  - i. 地域住民及び先住民に情報を提供して積極的な参加を求めるための触媒となる。
  - ii. 持続可能な湿地管理のためのデモンストレーションの場所として機能する。
  - iii. 広範な利害関係者を対象とする公式、非公式を問わない教育プログラムを支援する。
  - iv. 地域住民及び先住民の関心事項を政策決定に携わる人々に知らせるのに役立つ。
  - v. 湿地とその管理に関する情報やアドバイスを提供する。